

(別紙)

## ブランド力強化のための産地戦略策定に向けた調査業務（ふくしま常磐もの） 委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「ブランド力強化のための産地戦略策定に向けた調査業務（ふくしま常磐もの）」を委託するに当たり、その業務等を円滑に進めるため、必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

福島県産農林水産物においては、福島県産農産物等流通実態調査によれば、一部の品目で全国平均との価格差は未だ埋まっておらず、県産農林水産物の消費者の購入姿勢は以前よりは改善されているものの、小売り・外食事業者は消費者の購入姿勢の改善を実態として受け止めておらず、県産品の取扱いを拡大するためのマーケティングとブランド力強化の取組の重要性が示されている。また、気候変動や物価高騰への対応、消費動向の変化など、本県農林水産業を取り巻く状況は依然として厳しく、東日本大震災とそれに続く原子力災害により落ち込んだ沿岸漁業の水揚量は、令和7年においては震災前比3割弱、水揚金額は約5割弱であって未だ回復していない。

本県農林水産業の風評の払拭と風評により落ち込んだ農林漁業者の所得の確保のためには、市場ニーズを的確に把握し、生産から流通・販売に至る取組の連携強化を図りながら生産力及び販売力を強化し、産地のブランド力向上に向けた戦略を検討の上、計画を策定・実践することが必要である。

そこで、本事業では福島県内の漁港に水揚げされる海産物である「ふくしま常磐もの」のブランド力強化推進に向けて、産地戦略の策定・実践を進める上で必要な産地分析・市場調査等を行う。

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

### 3 委託業務の内容

#### (1) 「生産力の強化」に向けた調査

##### ア 産地分析

県内漁業関係団体（福島県漁業協同組合連合会、相馬双葉漁業協同組合、いわき市漁業協同組合、小名浜機船底曳網漁業協同組合）や産地市場の仲買業者へのヒアリング調査やアンケート調査などにより、産地における過去の出荷実績や現状の出荷動向（品目ごとの出荷先や出荷量等）、当該産地が抱える課題、団体関係者や産地市場・仲卸からの要望・意見や生産面の課題を把握し、当該産地の強みや弱み、改善点を明らかにする

#### (2) 「販売力の強化」に向けた調査

##### ア ニーズ調査

県産水産物が流通した経緯のある都道府県の中央卸売市場や地方卸売市場の荷受業者及び首都圏・東海・関西の大手量販店や百貨店へのアンケート調査やヒアリング調査などを行い、消費地における現状の市場動向及び消費者動向（時期別の需要量と期待単価、時期別の求められる魚種と出荷規格等）を調査する。

#### イ 全国的な今後の市場動向の分析

アで得られた調査結果に加えて、全国的な今後の市場動向に関する更なる調査・分析を行い、当該産地の水産物の流通・消費段階における今後のマーケットの立ち位置等も含めて分析結果を示す。（例えば、人口減少などの社会構造の変化や魚食の志向や物価高騰の影響などを踏まえた消費動向の変化、競合他産地の動向などの環境等に関する深掘り調査を行い、今後の消費動向や規格のトレンド、今後狙うべきターゲット・ポジション等を分析するなど）

### （3）戦略的な産地情報の発信に資する調査

#### ア 付加価値調査

取扱・購買に影響を及ぼす取組（例えば、鮮度情報、調理方法、水産エコラベル、環境負荷低減、G I、地域団体商標、機能性成分の表示、記念日の制定、加工品の存在、産地ストーリーの広告宣伝等）について調査し、どのような取組を誰に・どのように発信することが最も効果的かを提案する。

#### イ 認知度調査

当該産地の認知度を調査するとともに、どのような内容の産地情報をどのような媒体により発信することが認知度を向上させるために最も効果的かを提案する。

### （4）特徴的な取組を行う産地等の調査・分析

（1）から（3）の調査結果を踏まえて、当該産地の課題解決等の参考にするため、特徴的な取組を行う他の産地等について複数提案し、現地視察・ヒアリング調査や関係者へのアンケート調査などを行う。（例えば、特徴的なブランディングにより販売単価や産地評価の向上につながった産地への視察調査など）

### （5）産地ワーキンググループへの参加等

県内で開催する関係者で構成する産地ワーキンググループ及び担当者会議（以下「産地 WG 等」という。）に参加し、以下のアからエの対応を行う。産地 WG 等への参加後は、速やかに会議記録を作成する。

#### ア 調査の方向性や計画等の説明・検討

令和8年5月頃に開催する産地 WG 等において、今後実施する調査の方向性や計画等を説明し、出席者で検討する。

#### イ 調査・分析結果の中間検討

令和8年8月下旬～9月上旬頃に開催する産地 WG 等において、これまでの調査・分析結果を提示した上で、以後の調査・分析の方向性を話合う中間検討を行う。

#### ウ 結果の報告及び考察・提言

令和8年12月頃に開催する産地 WG 等において、これまでの調査・分析結果を報告するとともに、それらの結果に基づき、今後、産地にとって必要となる取組等に対する考察・提言を行い、その内容を出席者で検討する。

なお、今後、産地にとって必要となる取組等に対する考察・提言にあたっては、調査結果をマーケットインの視点に立って分析の上、根拠をもって可能な限り数多くの取組等を示すこと。

#### エ 産地戦略の検討

令和9年1月頃開催する産地WG等において、これまでの調査結果や産地にとって必要となる取組等に対する考察・提言を簡潔にまとめたもの（以下、「調査結果のポイント」という。）を提示するとともに、産地への助言を行う。

### (6) 実績報告書のとりまとめ

令和9年2月頃までに、(5)ウ及びエで検討された意見等も踏まえて、すべての調査・分析結果及び今後、産地にとって必要となる取組等に対する考察・提言を実績報告書として提出すること。併せて、調査結果のポイントも提出すること。

### (7) 調査範囲・方法等

(1)から(4)については、以下のアからオについて留意するとともに、過去の文献調査等を踏まえながら、各調査の目的に沿って最大限の効果が得られる調査規模や手法を提案・工夫して実施すること。また、各調査には、産地関係者もオンライン又は対面で参加することを想定し、調査先や産地側と事前に調整を図ること。

#### ア 対象

本事業の調査対象は、福島県内の漁港に水揚げされる海産物を対象とする。

なお、具体的な対象魚種については、福島県及び関係団体に相談の上、選定する。

#### イ 産地分析

県内漁業関係団体や産地市場の仲買業者を対象としたヒアリング調査を6者程度、アンケート調査を60者程度実施すること。

なお、調査先については、福島県及び関係団体に相談の上、選定する。

#### ウ 流通事業者・消費者調査

各都道府県において水産物を扱う主要な中央卸売市場や地方卸売市場（参考：県産水産物が流通した経緯のある中央卸売市場や地方卸売市場＝25都道府県の31市場）の荷受業者50者程度へアンケート調査を行い、うち首都圏3社、東海1社、関西1社の主要消費地市場の荷受業者へヒアリング調査を行うこと。なお、調査先については、福島県及び関係団体に相談の上、選定する。

首都圏・東海・関西の大手量販店や百貨店の水産物仕入担当者へのアンケート調査を50者程度に対し行い、これらの対象となった首都圏・東海・関西各3社の計9社において県産水産物の主たる仕入担当者となりうる者各1名に対しヒアリング調査を行うこと。

また、首都圏等の消費者へのWEBアンケートを1,000件程度行うこと。

#### エ 視察調査

当該産地の課題解決等の参考となる取組を行う他の産地の視察調査を1回以上実施する。

なお、調査先については、福島県及び関係団体に相談の上、選定する。

#### 4 成果品

- (1) 実績報告書（正本1部、副本2部、電子データ（保存媒体は任意）1部）
- (2) 調査結果のポイント（正本1部、副本2部、電子データ（保存媒体は任意）1部）
- (3) その他、福島県が必要とする資料

#### 5 契約締結後の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の号に掲げる書類を福島県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
  - ア 着手届（様式第1号）
  - イ 総括責任者通知書（様式第2号）
  - ウ 実施工程表（任意様式）
  - エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務終了後速やかに提出するもの
  - ア 完了届（様式第3号）
  - イ 実績報告書（様式第4号）

#### 6 事業実施に当たっての留意事項

##### (1) 疑義に関する協議等

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について、疑義が生じたときは、両者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

##### (2) 著作権

本委託業務により制作される成果物の著作権は福島県に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、福島県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

##### (3) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ福島県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託できるものとする。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

##### (4) 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

##### (5) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。